

令和8年度 五條市建設工事等入札参加停止措置一覧表

令和8年9月8日現在

	商号又は名称	所在地	入札参加停止期間 (解除日)	入札参加停止措置理由・該当基準
1	(株)大林組 奈良営業所	奈良県奈良市高天町38-3	令和8年4月21日から 令和8年6月20日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(別表2-8-(4)イ)
2	(株)岡島電設工業	奈良県奈良市三条大路2-2-54TMOビル101号室	令和8年5月29日から 令和8年8月28日まで	入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(別表2-5-(2)イ)
3	(株)竹中土木 大阪本店	大阪府大阪市中央区本町4-1-13	令和8年7月28日から 令和8年9月27日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、各関連法令又は刑法その他の刑罰法令の重大な違反に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(別表2-8-(4)イ)
4	協和テクノロジズ(株)	大阪府大阪市北区中崎1-2-23	令和8年7月28日から 令和8年9月27日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、各関連法令又は刑法その他の刑罰法令の重大な違反に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(別表2-8-(4)イ)
5	みらい建設工業(株)大阪支店	大阪市北区大淀南1-4-15	令和8年9月8日から 令和8年11月7日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、各関連法令又は刑法その他の刑罰法令の重大な違反に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(別表2-8-(4)イ)